

東所沢小学校いじめ防止基本方針



所沢市立東所沢小学校

令和 5 年 2 月

東所沢小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。また、過去に3年にわたり連続して発生した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要があります。

東所沢小学校では、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こる問題と考えています。いじめ問題を解決するためには、未然防止と早期の発見、早期の対応に取り組んでいくことが重要となります。そのため、日常の学校生活の中で一人一人の児童が自分に自信を持ち、良好な人間関係を築いていけるように、学校全体の組織的な取り組みを進めていきます。また、いじめを発見した際には、校内組織による対応を行うとともに、保護者の理解と協力も求め、外部機関とも十分に連携をとりながら問題解決に臨みます。

教師も児童も保護者も、いじめは絶対に許さないという共通の考え方のもと、全ての児童が安心して学校生活をおくれるように努力していきます。

2 いじめの定義について

いじめの定義については、「いじめ防止対策推進法」の規定によります。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

3 いじめの理解について

いじめの理解については、以下の共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうる問題です。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童の多くが被害も加害も経験するものです。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることにより、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命または身体に重大な危険を生じさせることにつながります。

いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や学年等の所属集団の構造上の問題や「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在等にも注意を払い、全体としていじめを許容しない雰囲気をつくりあげていくことが重要となります。

上記を踏まえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切です。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、各学年及び教務部代表からなる組織で、月1回開催します。児童のいじめや不登校に関する状況を情報交換するとともに、いじめ防止に関する方策の見直しも検討します。

(2) いじめ対策特別委員会

いじめ問題が発見された場合に立ちあげる組織です。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、学年主任、担任、養護教諭、心のふれあい相談員等で構成します。問題の明確化、指導方針や役割分担を決定し、問題解決に向けて着手します。

(3) 校内重大事態対応組織

いじめ対策特別委員会により決定された指導方針や分担に従い、事実関係の調査や問題解決のための対応を具体的に行います。

＜指導や援助に関する具体的な役割分担＞

- ・被害者支援担当
- ・加害者指導担当
- ・傍観者、観衆、全体指導担当
- ・保護者、マスコミ対応担当 等

(4) 学校の組織づくりに関する留意点

- 学校は、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例の会とともに、必要に応じて会議を行います。
- 構成員は、当該学校の管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員など複数の教員等によって構成します。校内のいじめ防止対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置します。
- いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする児童生徒に寄り添った対応をします。

5 いじめ未然防止のための取組

(1) 年間計画に基づく教育活動の充実＜別表1 参照＞

- 教育活動全体を通して、児童の望ましい集団づくり、人間関係づくりを育みます。

(2) 学級・学年経営の充実

- 分かる、できる授業を実践する中で、児童一人一人が成就感や充実感をもつとともに、考え方や取り組み方の違いのよさに気づけるようにします。
- 日常の児童との生活の中で、児童の実態を把握しながら児童間の良好な人間関係づくりに努めます。

(3) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

- 児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員の研修を継続して実施します。
- 担任を中心に、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等について授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び・自殺予防を徹底します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

- 児童生徒がお互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組を行ったり、教職員の研修会の中で、「子どもの人権」について啓発したりします。
- 道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高めるとともに、互いを尊重し合う

心情を醸成します。

- 全ての教育活動の中で、道德教育・人権教育の視点を大切にし、人権を尊重することや思いやりの心などを育てます。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないことを児童生徒に理解させます。
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを児童生徒に理解させます。
- 特に配慮が必要な児童については、学校は、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- 援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。
- いじめの四層構造の理解として、いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発します。

（５）特別活動の充実

- 学級内での話し合い活動や集会活動、係活動等の実践をととして、集団で高まっていこうとする意欲を育てます。
- 異年齢集団による活動を多く取り入れ、協調して協力する体験を積ませることにより、人とよりよく関わる力を育てます。
- 児童会を中心に毎月のあいさつ運動を推進します。11月の強調月間では、全校でいじめについて考える授業を実施し、いじめ撲滅に向けた標語を考え、いじめ撲滅の意識を強化します。

（６）情報モラルに関する指導の充実

- 外部機関や健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。また、学校だよりなどを使い保護者へも啓発します。

（７）東日本大震災により被災した児童への配慮

- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、該当児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させます。

（８）教職員の研修の充実

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する研修を充実し、全教職員が共通理解して、東所沢小学校いじめ対応マニュアルに従って組織的に対応します。
＜別表2、3参照＞
- 埼玉県教育委員会発行の「彩の国生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」等の資料を活用しながら、いじめに関する研修を実施し、全ての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図ると共に、個々の児童の指導の充実を図ります。

（９）「心のエネルギープロジェクト」を推進

- いじめの防止に資するため、「心のエネルギープロジェクト」を推進し、児童生徒の自己肯定感を高めます。6・7月をプロジェクト月間とします。

6 ネット上のいじめの対応について

(1) 未然防止について

学校での情報モラル指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

(2) 学校での指導

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は特定されること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 一度流出した情報が、簡単には回収できないこと。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく傷害等の別の犯罪につながる可能性があること。
- 友達のメールアドレス、ラインのアカウント、画像をその人や保護者の許可なく、他の人に教える、渡すなどをしないこと。

※教職員も、インターネットツールの動向を知るように努めること。

(3) 情報モラル教育の充実

- 健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童生徒がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。
- 児童生徒や保護者を対象に、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演会等を行ったり、家庭と連携し、児童生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図ります。また、ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図り、学校への情報提供を行います。
- 一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していきます。

7 いじめの早期発見のための取組

(1) 定期的・日常的ないじめの実態把握（小さなSOSを見逃さない。見て見ぬふりをしない）

- いじめ防止対策推進法の趣旨を理解し、いじめの認知を確実かつ適切に行います。
- 年4回の児童へのアンケート（なかよしアンケート3回、いじめ防止アンケート1回）により、いじめの実態を調査・把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書けない・書かない児童生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。
- 相談室の存在を児童・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 対応の必要なケースについては事実確認とともに、まず、いじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図ります。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。
- 保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていきます。また、校外における実態把握にも努めます。
- 市のスクールソーシャルワーカーが家庭や学校、友人関係、地域社会など、子供たちを取り巻く環境へ働きかけたり、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と各担任や養護教諭等が情報を共有し、子供たちの心の問題を解決したりする

など、多くの目で子どもたちを見守ります。後に児童生徒の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者と連携しながら、長期的な見守りを組織として継続します。

- 児童の文章や児童との会話の中から、いじめの兆候を発見します。
- 連絡帳や電話による保護者からの情報を真摯に受け止め、いじめへ発展しないようにします。

(2) 教職員の指導力の向上

- 教職員がいじめの兆しを発見できる目を養うとともに、適切に対応できる力が向上するように努めます。
- 学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、支援員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等といった児童生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。
 - 教職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合、些細な兆候が見られる場合には、児童からの訴えを個人で抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに管理職や担当組織全てへ報告・相談をし、組織的に対応するようにします。学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、「学校いじめ問題対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反しうることを周知します。
- 好意や善意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び気づくことができた場合には、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織に報告し情報を共有します。

(3) 教育相談の充実

- 児童生徒が相談しやすい校内体制の工夫として、教育相談期間を設定したり、児童生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童生徒が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努めます。
- 多面的な相談体制の構築として、校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

8 いじめへの対処

(1) 全教職員の共通理解（組織で初期対応にあたる）

- 「いじめている子への指導」「いじめられている子どもへの支援」「周りではやし立てている子どもへの対応」「みてみぬふりをする子どもへの対応」「学校全体への対応」について共通理解をもって対応します。いじめの報告を管理職が受けた場合、1日以内に東所沢小学校対策検討会を立ち上げ、必要があれば東所沢小学校いじめ問題対策委員会を設置し、3日以内に対応を開始します。
- 学校がいじめと認知したケースについて、該当児童生徒のアンケート等を学校と所沢市教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握します。学校ごとの対応状況については、各学校が作成する月例の「児童生徒の状況報告」等を通して継続観察と必要に応じた指導を行います。

(2) いじめ問題に対応する連携体制の整備

- 学校だけでは解決が困難な場合は、所沢市教育委員会学校教育課「健やか輝き支援室」やスクールカウンセラーなどと連携して対応していきます。
- 状況に応じて、所沢市健やか輝き支援室、所沢市立教育センター、こども支援センター、所沢児童相談所、所沢警察、民生委員・児童委員等との情報共有を継続的に

行います。

- 初期段階から速やかに対応するように、いじめの疑いがあると思われるケースについては、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」をもとに、いじめの有無・対応を確認するようにします。

(3) 教育相談体制の充実

- 相談室の運営を工夫し、相談員による児童・保護者との相談活動を充実させます
- 担任だけでなく、必要に応じて管理職による面談等を実施するなど、相談の機会や方法を増やします。

(4) いじめる側の児童への指導の充実

- いじめる側の児童への指導にあたっては、全職員が毅然とした態度で組織的に臨み、状況が改善されない場合には個別指導の機会を十分にとっていきます。なお暴力や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察などの外部機関とも連携して対応します。
- いじめる側の児童に対する指導では、保護者にも状況を十分に伝えながら理解と協力を求め、学校・保護者が共通理解のもと足並みをそろえて取り組み、保護者と共に改善を図るようにします。
- 学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにします。
- いじめる側の児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

(5) 児童の主体的な活動の支援

- 状況に応じて、学校全体あるいは学年・学級でいじめをなくす取り組みが、児童を中心とした活動につながるように支援します。
- 小学校の児童会において、児童生徒が主体的にいじめについて考え、改善に向けた行動を、自ら進められるように指導します。
- 児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

(6) いじめの解消

いじめの解消は単に謝罪をもって安易に解消とはなりません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。

- いじめに係わる行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当な期間とは少なくとも3か月を目安とします。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係わる行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して心身の苦痛を感じて居ないかどうかを面談等により確認します。
- ※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。
- ※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。
(小から中への引継ぎ等。)
- ※アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも、5年間とします。

(7) いじめ相談窓口の周知

所沢市立教育センターの教育相談室や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市の相談窓口や、県のいじめ相談機関について、毎年度すべての児童に配布するとともに、校内掲示をします。

＜主な相談先一覧＞ ※令和4年8月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎日16時～21時 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 8時30分～16時15分	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン (所沢市教育委員会健や輝き支援室)	04-2998-9099 月～金8時30分～17時	いじめなど
子どもスマイルネット	048-822-7007 毎日10時30分～18時	いじめ、虐待、体罰等
親と子どもの悩み事相談 @埼玉	スマートフォン、タブレットで2次元コードを読み取る 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	さまざまな悩みに寄り添う

9 家庭や地域との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

- 児童生徒は、発達段階の中で様々な葛藤に苦しみ、ストレスを感じていることもあります。また、人間関係のトラブルに対する悩みや困りごとを誰にも打ち明けられず、内に溜め込んでしまうことも増えています。そのような心に不安を抱えた児童生徒たちを、家庭や地域の多くの大人たちが関わり、気持ちを受けとめ、見守っていくことで、いじめの早期発見、解決につながるよう、学校と保護者・地域等の連携をより一層推進します。
- 各学校におけるいじめ防止に対する取組や講演会には、生徒指導・いじめ問題対策員等が参加し、啓発していきます。
- 児童の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、懇談会や個人面談の機会を活用し保護者に協力を求めます

- 学校公開日や「柳瀬中学校区安心安全な学校と地域づくり支部会議」等の機会を利用し、地域の方にも本校児童の状況をお伝えします。
- 学校だよりやホームページを活用しながら、広く学校の情報を発信するとともに、青少年を守る会や民生児童委員など地域の子どもを育てる組織との協力体制を強化します。
- 学校応援団やPTA、スクールガードリーダー、安全安心ボランティア等には、学習ボランティアなどで児童の教育活動に関わることが多いので、複数の目で児童を見守り、気づいたことがあれば情報提供をしていただきます。
- 学校内外の関係者からの幅広い情報収集として、学校評議員、民生委員等との話し合い、所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進支部会議等、会議や研修会・報告会等を活用し、教職員だけでなく学校にかかわる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り、指導に生かします。
- 小中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめに係る情報連携を行います。また、卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行います。その際、必要に応じて、地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員等）との連携も図っていきます。

（２）保・幼・小・中連携の強化

- 柳瀬中学校区３校で構成する月１回開催の「ヤナセ会議」の場で、各校の状況を把握するとともに、小中９年間を見通した指導を目指し連携を深めます。
- 保育園・幼稚園との情報交換や交流をとおして、新入学児童の状況を十分に把握し、入学当初の躓きを軽減します。
- 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進
子育ての目安「３つのめばえ」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と係わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるように、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促進します。

（３）保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えます。その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

①規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

※心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

- ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為
- ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- エ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為（しかと）
- オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

学校は教育委員会の指導のもと、上記について保護者への周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して、未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

10 重大事態への対処

いじめ重体事態の調査については、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、適切に対応をしていきます。

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

①重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合には、直ちに所沢市教育委員会へ報告し、指導と支援を受けながら対応します。

②調査と対応の実施

- 校内で「いじめ対策検討会」を設置し、事実関係を明確にするための調査と問題解決に向けた対応をできる限り迅速に行います。

③調査結果の説明と報告

- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童とその保護者に対して説明を行います。説明にあたっては、他の児童のプライバシー等に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら実施します。
- 調査結果については、所沢市教育委員会に報告します。

＜別表１＞ いじめ防止に係る取組の年間計画

月	取組の内容		
	教職員の取り組み 日常の指導以外	児童の活動 行事や縦割り活動等を生かした人間関係 づくり	保護者・地域との連携 啓発活動・体験活動
4月	- 生徒指導委員会(情報交換) - いじめ対策に関する共通理解 - ヤナセ会議(小中連携)	- 学級、学年開き 1年生を迎える会	授業参観、懇談会
5月	- 生徒指導委員会(情報交換) - ヤナセ会議(小中連携)	- 人権作文、標語 - リレー大会	- 個人面談 - 学校公開日 - 学校評議員会①
6月	- 生徒指導委員会(情報交換) - ヤナセ会議(小中連携) - なかよしアンケート①（実施・分析）	宿泊学習（5年）	麦かり、脱穀体験
7月	- 生徒指導委員会(情報交換) - ヤナセ会議(小中連携)	- 東所小フェスティバル - 縦割りなかよし遊び	懇談会
8月	- 生徒指導関係校内研修 - 柳瀬中学校区研修会(小中連携)	各地区の夏祭り等への参加	- 各地区の夏祭り - 柳瀬地区防災訓練
9月	- 生徒指導委員会(情報交換) - ヤナセ会議(小中連携)	- 修学旅行（6年） - 遠足（1～3年）	- 授業参観、懇談会 - 柳瀬地区体育祭、敬老会
10月	- 生徒指導委員会(情報交換) - ヤナセ会議(小中連携) - なかよしアンケート②（実施・分析）	運動会	柳瀬地区文化祭
11月	- 生徒指導委員会(情報交換) - いじめに関するアンケート(実施・分析) - ヤナセ会議(小中連携)	- 市内親善音楽会（5年） - 校内音楽会	- 麦まき、収穫祭、竹炭体験 - 学校公開日（音楽発表） - 学校評議員会②
12月	- 生徒指導委員会(情報交換) - 学校評価（いじめ対策の評価） - ヤナセ会議(小中連携)	持久走大会	- 懇談会 - 学校評価（保護者・地域）
1月	- 生徒指導委員会(情報交換) - 学校評価（評価、分析） - ヤナセ会議(小中連携)		授業参観
2月	- 生徒指導委員会(情報交換) - ヤナセ会議(小中連携) 保、幼、小連絡会 - なかよしアンケート③（実施・分析）	- 大なわ大会 6年生を送る会	- 新入児童保護者説明会 - 授業参観・懇談会・ - 学校評議員会③
3月	- 生徒指導委員会(情報交換) - ヤナセ会議(小中連携) - 柳瀬中1日体験 - 次年度の学級編成	- 卒業証書授与式 - 縦割りなかよし遊び	- 卒業を祝う会 - 通学班仮編成

※いじめが発見された場合及び重大事態発生時には、「いじめ対策特別委員会」及び「校内重大事態対応組織」を立ち上げ対応する。

＜別表２＞いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

□学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解 ○正しい判断力の育成 ○差別を許さない気持ちの育成 ○奉仕的活動体験への積極的参加	○自他のよさを知り、大切にしようとする心の育成 ○善悪の判断する力の育成 ○地域での様々な体験活動への参加 ○ネット使用に関する約束づくり
いじめの早期発見			○集団から離れて一人でいる児童への声掛け ○個別面談やアンケートによる情報収集 ○持ち物へのいたずらや紛失があった際の即時対応と原因究明 ○心のふれあい相談員との連携	○日常的積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○持ち物の紛失や買った覚えのない持ち物の増加の確認
いじめの早期発見	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる身体的精神的な被害の的確な把握と迅速な対応 ○やすみじかんや登下校時にも教師が見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係書機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携	○学校はいじめられた側の児童を守る対応をすることに関する理解 ○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる精神的な被害の的確な把握と迅速な対応 ○休み時間や登下校時にも教師が見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因は背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係諸機関（教育センター、カウンセラー等）との連携	○学校はいじめられた側の児童を守る対応をすることに関する理解 ○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪など）
	行為がわかりにくい いじめ	いじめられた側	○苦しい子どもへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聴き取りによる、つらさの的確な把握と迅速な対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことになる 事実や心情の把握 ○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する。 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係諸機関（教育センター、カウンセラー等）との連携	○学校はいじめられた側の児童を守る対応をすることに関する理解 ○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り
観衆やまわりの児童			○はやしたてたり傍観したりすることが、いじめに加担することと同じであることや、いじめられた児童の苦しさを理解させる指導 ○人のいいなりにならず、正しい判断のもと自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気づいた場合、観衆や傍観者とならず教師や保護者へ話すように指導 ○どんな場合でも観衆や傍観者にならないという強い意志の育成

□家庭や地域との連携

各家庭（PTA）への依頼	○子どもに関心をもち、会話や観察を通して寂しさやストレスに気づいてください。 ○結果だけでなく、途中の頑張りもしっかりと認めて褒めてあげてください。 ○いけない言動をとったときには、厳しくしかってください。
地域への依頼	○あいさつを通して、子どもたちと顔見知りになってください。 ○公園や近所で子どもが困っている場面を見かけたら声をかけてやってください。 ○おけない行為をしている子どもがいたら、しかってください。

